

東京都強度行動障害支援者養成研修事業者指定要領

6 福祉障地第 1 1 4 1 号

令和 7 年 1 月 2 2 日

1 趣旨

この要領は「東京都強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱」（平成 27 年 6 月 19 日 27 福保障計第 3 5 2 号。以下「実施要綱」という。）の「2 実施主体」における、強度行動障害支援者養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業者の指定

東京都知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。

（1）実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 指定を受けようとする者が、過去 3 年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、都又は他の道府県等で指定を取り消されていないこと。

エ その他、実施要綱及び本要領に定める事項が遵守されること。

（2）事業内容に関する要件

ア 研修事業が、実施要綱及び本要領に定める内容に従い、継続的に毎年 1 回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」別紙 1 又は別紙 2 に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当なものの中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

（3）研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

① 開講目的

- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

（４）その他の要件

ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。

イ 研修事業の実施者は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

ウ 演習は集合形式での実施を基本とするが、対面と同等程度の効果が期待できる場合は遠隔での実施も可とする。なお、グループワークについては、受講者６、７名程度で１グループとして実施し、補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理すること。

エ 研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。

（ア）独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養成研修を修了した者又は同研修の講師等を経験した者

（イ）強度行動障害支援者研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者

（ウ）強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、基礎研修又は実践研修を教授するのに適当と認められるもの

オ 研修事業の実施者は、研修の講義及び演習について、全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定し、修了証書を交付すること。また、研修修了者から破損・亡失等による研修修了証書の再発行等の依頼があった場合は、これに応じるものとする。

３ 指定申請手続等

- （１）本研修事業の指定を受けようとする者は、当該養成研修に係る受講生の募集を開始しようとする日の２か月前までに、次に掲げる必要事項を記載した「東京都強度行動障害支援者養成研修事業者指定申請書」（別記第１号様式）を知事に提出すること。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
 - イ 研修事業の名称及び実施場所
 - ウ 募集開始予定年月日
 - エ 学則等
 - オ 研修内容（基礎研修・実践研修の別）及びカリキュラム
 - カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
 - ケ 申請者の資産状況
 - コ その他指定に関し必要があると認める事項
- （２）申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄附行為又はその他の規約及び登記事項証明書を添付すること。

4 事業者指定

- （１）知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、実施要綱及び本要領に基づき、その内容を審査する。
- （２）知事は、（１）の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- （３）知事は、指定の可否を決定し、「東京都強度行動障害支援養成研修事業者指定通知書」（別記第２号様式）により、申請者に対し通知する。

5 研修計画書の提出

- （１）本事業の指定を受けた者は、毎年度、初回の研修の受講生の募集を開始しようとする日の２か月前までに「東京都強度行動障害支援者養成研修計画書」（別記第３号様式）を提出すること。なお、事業者指定申請時には、指定申請と併せて研修計画書の提出を行うことができる。
- （２）知事は、（１）の計画書の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

6 事業内容の変更

事業者指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の２週間前までに「東京都強度行動障害支援者養成研修事業変更届」（別記第４号様式）を知事に届け出ることとし、３（１）のオからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は、研修終了後１０日以内に知事に届け出ることができる。

7 実績報告

事業者は、知事に対し、研修終了後速やかに「東京都強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書」（別記第6号様式）及び「修了者名簿」（別記第7号様式）を提出すること。

8 研修事業の休止・再開

- (1) 研修事業の休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり実施しない場合をいい、事業者は、1年度に限り研修事業の休止をすることができる。ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とはならない。

なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。

- (2) 事業者は、研修事業の休止又は再開をする場合には、休止についてはその旨を決定後10日以内に、再開については受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに「東京都強度行動障害支援者養成研修事業休止・再開届」（別記第8号様式）により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、再開の届出と併せて5（1）の研修計画書を提出すること。

9 研修事業の廃止

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、その旨を決定後10日以内に「東京都強度行動障害支援者養成研修事業廃止届」（別記第9号様式）により、知事に届け出るものとする。

- (2) 廃止届の受理により、研修事業は廃止される。

- (3) 研修事業を廃止した場合、事業者は次のことに留意するものとする。

ア 13の（1）に定める書類を保存し、研修修了者から修了証書の再発行等を求められた場合に対応できる体制を整備しておくこと。

イ 研修修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。

- (4) 知事は、事業者から休止の届出がなく研修事業が1年間にわたり実施されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。

10 調査及び指導

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。

- (2) 知事は、研修事業の実施に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善

の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまでの間、研修事業の中止を命ずることができる。

- (3) (1) に規定する調査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

1 1 指定の取消し

- (1) 知事は、4 に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

ア 2 に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。

イ 指定申請内容及び研修計画書等と異なる内容で研修を実施したとき。

ウ 事業者指定申請、研修計画、実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。

エ 研修事業を適切に行う能力に欠けると認められたとき。

オ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

カ 10 に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。

キ その他指定事業者として不適切と判断したとき。

- (2) 知事は、(1) により指定を取り消したときは、「東京都強度行動障害支援者養成研修事業者指定取消通知書」(別記第10号様式)により事業者に通知する。

- (3) 知事は、(1) により指定を取り消したときは、事業者名、研修事業名及び取消年月日を公表するものとする。

1 2 聴聞の機会

知事は、10の(2)に基づき研修事業の中止を命じようとするとき及び11に基づき指定の取消しを行おうとするときは、事業者に対して聴聞を行うものとする。

1 3 関係書類の保存

事業者は、次の書類を作成し、保存しなければならない。

- (1) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類

研修内容(基礎研修・実践研修の別)、研修期間、修了証番号、受講者氏名、生年月日、所属等連絡先、修了年月日及び修了証交付年月日の内容を備えること。

- (2) 受講者の研修出席状況

研修内容(基礎研修・実践研修の別)、受講者名、研修科目及び受講年月日の内容を備えること。

- (3) 研修講師の出講確認書

研修内容(基礎研修・実践研修の別)、実施形式、講師名、担当科目及び出講年月日の内容を備えること。

附 則 （令和 7 年 1 月 2 2 日付 6 福祉障地第 1 1 4 1 号）
この要領は、令和 7 年 1 月 2 2 日から施行する。